

家畜伝染病発生時における防疫作業への支援業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示

7畜第439号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び167条の11第2項の規定に基づき、家畜伝染病発生時における防疫作業への支援業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者の資格」という。）並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和7年12月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 2の資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 都道府県税又は消費税を滞納している者
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

2 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）
- オ 業務実績

3 入札参加資格の申請

入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法人には、次のア及びイ
 - ア 登記簿謄本
 - イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- (2) 個人には、次のア、イ及びウ
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- (3) 都道府県税に関し未納がないことを証明する証明書
- (4) 消費税及び地方消費税課税業者には、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- (5) 印鑑届（様式第2号）

- (6) 口座振替申込書（様式第3号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 資格審査申請の時期

2による書類の提出時期は、新規のものは、隨時受け付けるものとするが、既資格取得者の有効期間満了にかかるものは、原則として、毎年7月1日から同年7月末日までとする。

5 資格審査結果の通知

知事は、資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。

6 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、5の資格審査結果通知書により、資格を取得した日からその日の属する年度の翌々年度の9月30日まで、更新の場合は、資格を取得した年度の10月1日から3年間とする。

7 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）に、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号等

9 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者に承継させたいときは、遅滞なく資格審査申請書（様式第1号）に、関係書類を添付し知事に提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法（平成17年法律第86号）第748条）、吸収分割（同法第757条）及び新設分割（同法第762条）をした場合並びに事業譲渡（同法第467条）をした場合及び営業権の移行をした場合
- (2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をした場合及び相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合及び法人事業者が個人事業者となる場合

10 資格の取消し

- (1) 入札参加者の資格を有する者が1の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 入札参加者の資格を有する者が1の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

11 資格取消等の通知

知事は、入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。ただし、入札参加者の資格を有する者が既に存在しない場合は、この限りでない。